

相模原市長 本村賢太郎 様

2024年1月29日
日本共産党相模原市議団
団長 羽生田学
今宮ゆうき

人権施策審議会の答申に沿った実効性のある、 相模原市人権尊重のまちづくり条例を求める要請

2023年3月に相模原市人権施策審議会において、差別を無くすため、特にヘイトスピーチを根絶するために、3年間議論を重ね実効性のある画期的な内容で答申が示されました。

本村市長に提出され、その後庁内で議論がされ、昨年11月17日の全員協議会の場で、条例（案）の骨子が議会やマスコミ、傍聴者に示されましたが、その内容は全ての議員が疑問を投げかける、期待を裏切るものだったと考えます。

市民からのパブリックコメントを受け、1ヶ月もない期間でその内容を反映させる時間はなく、議論されるとは到底考えられず、2024年の3月議会において、相模原市人権尊重のまちづくり条例が提案されるというのは、あまりにも拙速であると言わざるを得ません。

全員協議会で市が条例（案）の骨子を示してから、市民の中で人権尊重のまちづくり条例についての意識が高まり、市への不信感が広がっています。人権施策審議会の答申をしっかりと反映し、またパブリックコメントで寄せられた市民の声を反映して、市としてもあらゆる差別を許さないという信念をもって、条例を制定できたことに誇りが持てるものになるように、検討をすることを求めます。

そうして真剣に検討をすることで出来た、人権尊重のまちづくり条例案を市民に示し、議会で提案されることを要請します。

要請内容

1. 前文に津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと位置付けて、決して容認することはできないものであると明記すること

2. 不当な差別的言動を禁止する。勧告、命令、氏名公表、秩序罰または行政刑罰を科すこと
3. 差別の事由を人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身、その他の事由にすること
4. 差別の事案が発生した場合は、必要に応じて声明をだすこと
5. 一定の独立性を有する専門的な機関として、相模原市人権委員会を設置し、被害者救済のために率先して、調査など支援を行い、市長に対して声明を促すなど、権能を持たせること